

# 令和元年度 第1回仙台市環境審議会

## 議事要旨

日時：令和元年5月28日（火） 10:00～12:00

場所：TKPガーデンシティ仙台勾当台ホール1

### I 次第

#### 1 開 会

#### 2 議事・報告事項

- (1) 令和元年度仙台市環境局主要事業について
- (2) 本市における地球温暖化対策のあり方の答申案について
- (3) その他

#### 3 閉 会

### II 出席委員数

出席 16名

欠席 9名

### III 議事要旨

司会	議事・報告事項に移る。 以降の進行については、仙台市環境審議会の組織及び運営に関する規則第5条第1項に基づき、渡邊会長にお願いする。
議長(渡邊会長)	初めに、会議の公開、それから議事録の署名の件について確認させていただく。 まず、会議の公開に関しては、個人のプライバシーに関することなど、非公開の必要のある場合以外は、原則として会議を公開するということにしているが、よろしいか。
各委員	異議なし
議長(渡邊会長)	次に、議事録の署名については、会長と出席委員1名の署名をもって正式な議事録とすることとしている。今回は駒井委員にお願いしたいが、よろしいか。
駒井武委員	了承した。
議長(渡邊会長)	それでは、議事・報告事項に入る。 本日は議事・報告事項が2つあるが、特に(2)の「本市における地球温暖化対策のあり方の答申案」については、答申のとりまとめに向け、十分な議論の時間を確保したいと考えている。そのため、(1)の「令和元年度仙台市環境局の主要事業について」は、質問を2、3程度とさせていただければと考えているので、ご協力をよろしくお願いしたい。 それでは、議事・報告事項(1)の「令和元年度仙台市環境局主要事業について」、事務局より説明をお願いする。

事務局(参事 兼環境企画 課長)	(資料1に基づき詳細を説明)
議長(渡邊会 長)	ただいまの説明に対して、ご質問やご意見等をお願いする。
各委員	特になし
議長(渡邊会 長)	<p>それでは、この件については以上とするが、後ほど時間があれば、改めて発言 いただきことも可能と考えているので、よろしくお願いしたい。</p> <p>次に議事・報告事項(2)の「本市における地球温暖化対策のあり方の答申案 について」である。</p> <p>駒井部会長をはじめ部会委員の皆様においては、昨年9月以降、地球温暖化対 策のあり方について4回にわたるご検討をいただいた。ご尽力に改めて御礼申し 上げる。</p> <p>本議題については、まず「地球温暖化対策を推進するための条例のあり方(中 間案)」に関する意見募集の実施結果に関する事務局からの報告の後、駒井部会 長から答申案を取りまとめていく中でのポイントや考え方についてご説明いた だきたいと考えている。その後、答申案全体について、寄せられた意見の内容を 踏まえながら、前回までのおさらいも含めて事務局より説明いただき、具体的な議 題、議論に入りたいと思う。</p> <p>それでは、まず事務局よりお願いしたい。</p>
事務局(参事 兼環境企画 課長)	(資料2-1に基づき、意見募集の実施結果について説明)
議長(渡邊会 長)	それでは引き続き、駒井部会長よりお願いする。
駒井武委員	(資料2-3に基づき、中間報告から答申案への主な修正内容について説明)
議長(渡邊会 長)	最後に、事務局より説明をお願いする。
事務局(参事 兼環境企画 課長)	(資料2-2及び2-4に基づき、本市における地球温暖化対策のあり方の答 申案について説明)
議長(渡邊会 長)	ただいまの説明に対して、ご質問やご意見等をお願いする。
渡辺博委員	<p>感想が主になるが、質問も含めて発言させていただく。</p> <p>まず、パブリックコメントが非常に多く、とても良いことだと思った。地球温 暖化に対する市民の関心が高いということもあると思うが、事務局が意見募集に ついてかなり工夫をしている。資料2-1にあるとおり、ホームページによる周 知はもちろんだが、市有施設における配布や、直接の関係者であるせんだい E-Action実行委員会の方たちに対しても意見を求めていた。また、事業者はもち</p>

	<p>ろんのこと、市民説明会の開催など、非常に丁寧な取り組みをされており、これがパブリックコメントの多さにつながっている。さらに、中身も大変的確なものが多いように感じた。</p> <p>また、駒井部会長を初め、パブリックコメントに柔軟に対応していただき、積極的に意見を取り入れていただいた。その成果が、私としては非常にわかりやすく、また市民にとっても、日頃あまり関心を持っていないような市民にもわかりやすいものになっているのではないかと感じた。ご労苦に敬意と感謝を申し上げる。</p> <p>次に、資料2-4の21ページ、緑化の推進についてだが、杜の都・仙台と言ながら、この緑化に関してスピードが落ちてしまったのではないか、あるいは停滞をしているのではないかという危惧を私は持っている。仙台市では、緑化政策は建設局が担当しているが、この条例を実効性のあるものにするためにも緑化ということは象徴的なものになると思うので、ぜひ環境局と建設局が密接に連携をとっていただき、具体的に取り組んでいただけに当たりスピードアップをすると同時に、量の拡大をしてほしいと感じた。</p> <p>また、今後は、交通事業者との連携や、市民への啓発、特に、児童生徒を中心とした啓発という点では、教育委員会との連携も重要である。関係部局との連携をさらに密にして、具体的な事業に結びつけていく。そして、その事業を評価し、さらに改善をしていく。そのようなことを今後具体化していただきたいと思う。</p>
事務局(環境局次長)	<p>まず、緑化の推進について回答させていただきたい。本市の「みどりの基本計画」や「地球温暖化対策推進計画」などの計画期間は来年度までとなっており、見直しの時期となっている。「緑」は杜の都の象徴であるとともに、温暖化対策を進める上でも重要な要素であるため、計画改定にあたっては、建設局とも連携をとりながら、市街地等の緑化を推進するという方向で進めてまいりたい。</p> <p>次に、教育委員会と連携した児童生徒への啓発という点については、資料2-4の21ページで緑のカーテンを例示しているが、環境局としても小学校において緑のカーテンの普及を図るためのモデル事業を毎年2~3校ずつ進めている。教育委員会をはじめ、関係部局とも連携を図りながら地球温暖化対策について推進していきたいと思っている。</p>
永幡幸司副会長	<p>駒井部会長を初めとして部会の皆様のご苦労、感謝申し上げる。素晴らしいよくまとまっていると思う。</p> <p>資料2-4の18ページのとおり、公共交通機関等の利用促進は重要なことであり、みんなが自転車を使うようするということはとても大事なことだが、その環境が全然整っていないように感じる。</p> <p>1つには自転車に乗りやすいような道路になっておらず、危ないため、自転車が歩道を走り、歩道を歩いている人が歩きにくくなるという問題がある。あともう1つは、違法駐輪の問題である。例えば、最近までは宮城野原駅の周辺は特にひどかったが、自転車を置くところが十分にない、あるいは駅から少し離れた不便なところにある状況にある。地球温暖化対策として自転車の利用を促進するこ</p>

	<p>とはよいが、SDGsの観点から考えると、例えば障害者の方が歩きにくい環境になってしまうなど、別の問題を引き起こしてしまう可能性がある点に留意が必要である。そのため、公共交通機関等の利用促進という点で、市の役割として、環境をつくるということを明確にし、それを目指して頑張っていただきたいと思う。</p> <p>最後に、バスや電車は、ある程度ダイヤや路線が乗りやすくないと乗らないということがある。地下鉄ができることにより、バスが不便になって、車に乗るようになったという方も若干いると聞いている。できる限りみんなが公共交通機関に乗ろうとするためには、ダイヤあるいは路線の問題というものもあると思うので、そこについても頑張るという意思表明があるとさらによいと思う。</p>
事務局(環境局次長)	<p>まず自転車の件だが、本年4月から自転車に関する安全という側面での条例を施行している。また、より便利に快適でということでは、ダテバイクのような施策も同時に行っている。自転車については、確かに走行環境や歩行者との関係など、さまざま課題があるというのは認識しており、今後改定する「地球温暖化対策推進計画」においても、関係局と連携しながら、より快適で利便性の高い自転車走行環境等を進めていくことが重要であると考えている。</p> <p>次に、バスや地下鉄については、なかなか難しい面もある。例えば交通局は、公営企業ということで独立採算を原則として経済性を考慮しながら運営しているという側面がある。市民の足の確保、利便性の確保というのは結果として地球温暖化対策に寄与するため、地域交通のあり方について、交通局や宮城交通、その他のさまざまな事業者との連携の上、検討してまいりたいと思う。</p>
菅井茂委員	<p>本当によくまとまっていると思う。さらに深めてもらわれば感じている。</p> <p>資料2-4の19ページ、再生可能エネルギーの優先的な利用等について、バイオマスとある。ひより台団地で生ごみ堆肥化モデル事業というものをやっており、その方が、仙台市もバイオマス発電を考えてはどうかという話があった。ドイツではメタン発酵ガス化発電がかなり進んでいるとの話である。そういうことについて、この答申案でほとんど触れていないのではないか。そういう具体的なことを考えている方々もいるので、それをどこかに取り入れていただければ感じる。</p>
事務局(環境局次長)	<p>バイオマス発電は再生可能エネルギーに位置づけられており、私どもも着目している。この条例に明示するというよりは、今後の「杜の都環境プラン」や「地球温暖化対策推進計画」の改定の中で十分に議論し、それらが推進されるように取り組んでいきたいと思う。</p>
議長(渡邊会長)	<p>あくまでもこの答申案は、温暖化対策等の基本的な事項を定めるものであり、具体的な取り組みについては、今後の計画の中で議論されていくということだ。</p>
木坂理絵委員	<p>既に部会で議論が尽くされたところであればご容赦いただきたいが、基本理念が新設されたということで、目的や基本理念というものは条例に解釈の余地が出た場合や規則をつくる場合、条項を新設する場合に立ち戻るところであるため、非常に重要なものと考えている。</p> <p>その上で申し上げると、基本理念の4つ目、「地域経済の発展及び市民生活の</p>

	<p>向上との調和を図ること」というのは、わざわざ設ける必要があるのか疑問に感じた。上の3つは、この条例を制定し、地球温暖化対策等を推進することにより、これらを目指す、という日本語になっている。</p> <p>しかし、4つ目だけが、地球温暖化対策等と、地域経済の発展及び市民生活の向上との調和を図る、というように立てつけが異なる。資料12ページの基本理念の説明のところでは、従来、地球温暖化対策等は、ともすれば経済活性化や市民生活と相反するものであったが、むしろが発展や向上にもつながり得ることに言及すべきとは書かれているが、この条文だけ読んでもしまうと、経済等との調和を図るものとも読めるので、どちらにでも転び得る。</p> <p>基本的に地球温暖化対策等は待ったなしということで、こういった条例を制定されるのであろうという理解であり、他の自治体の条例でも、こういう調和を図っていきましょうということがわざわざ書かれているのか。持続的な発展という意味ではこの基本理念の1つ目のところにも持続的な発展が可能な都市を目指していくと書いているので、敢えてここで地域経済の発展及び市民生活の向上との調和というものを設ける必要があるのかという疑問がある。</p>
事務局(参事 兼環境企画 課長)	<p>4つ目の地域経済の発展及び市民生活の向上との調和を図るということに関しては、上の3つを推進するにあたり地域経済の発展及び市民生活の向上との調和を図るということを念頭に進めるというような考え方がある。</p> <p>他の自治体の条例に関しては、このような条文がある自治体は少ないが、全くないということでもない。近年できた条例では、触れているものも見受けられる。</p> <p>検討部会で議論をいただいた中でも、地球温暖化対策というものが、これまでともすると市民や事業者に我慢を強いる、事業活動と相反するというようなイメージを持たれがちだったが、ESG投資等などの世界的な流れを踏まえると、むしろ地域経済の発展や市民生活の向上との調和を図って進めるべきものであり、重要な考え方ではないかということで盛り込んでいる。</p>
駒井武委員	<p>補足すると、前回の部会で議論があったが、従前の条例と今回の条例で一番違う点というのは2つあると思っており、1つは適応策を明確化したということがあり、それを直接的に言っているわけではないが、市民生活の向上や産業の育成はシステムや社会の全体の利益であるという観点もぜひ入れたいということでこれを残した。</p> <p>もう1つは、環境目標としてのSDGsという概念が一昨年あたりからかなり出てきたということが大きいと思う。これは市民というか、世界が到達すべき目標設定という意味でこの4つ目が入ったのではないかと考えている。</p> <p>ご指摘のように立てつけが少し違うという点については、最後に「図ること」というのに、私も違和感があった。それについてはあまり議論していないが、文言の修正ということであれば十分可能かと思う。</p>
議長(渡邊会 長)	この件はさらに議論を深めたほうがよいと考えるが、いかがか。
永幡幸司	率直な感想めいたことになってしまふが、学生時代に公害国会の話を学んだ際

副会長	に、公害対策基本法では、当初、調和条項というものが入っていたが、経済のほうに偏り過ぎるのではないかというので、削除されてしまったという話を聞いたことがある。そういうことを考えると、こういう条文をわざわざ入れができるようになつたというのは、私は「ああ、いい時代になったんだな」と思い、素直に読んでいた。そういう過去のことによく覚えている方から見れば、昔のことを忘れてこんなことを書いていいのかと批判される可能性もあるが、私自身は少なくとも好意的に読んでいた。
風間聰委員	駒井委員と一緒に部会で議論させてもらったが、温暖化対策をすることが苦痛であってはうまく進まないため、いろいろなことを調整しながらみんなでやろうという雰囲気があったほうがよいのではないかという話は出ていた。 そして、こういった調和であるとか、温暖化対策しながら発展しようということを明示したほうがよいのではないかということで、仙台市の意思としてここに出していると捉えていた。
木坂理絵委員	私としては、立てつけというよりは、今皆様方が話してくださいましたとおり、この理念自体がどっちにも転び得るのでどう捉えるのか、あるいはどういう背景だったのかというところであった。 私自身はそれでも少し心配だが、逆にこれを明示し、理念として明確化されることにより、むしろこの条例が推進され、市として一丸となって取り組めるであろうということであればよろしいかと思う。
事務局(環境局長)	先ほどから、我々環境局だけではなく、建設局や交通局など、関係部局と連携することが重要であるとのご意見をいただいているが、府内各局としてもこういう環境施策が持続的な発展につながるということを共有するとともに、市民や事業者の皆様にも、これまででは、例えば節電のように、少し我慢を強いいるような、イメージ的には暗いところもあったかもしれないが、市民、事業者、市、さらに社会全体がこういう方向に向かうべきだという考え方を、この4番目として位置づけたものである。 上の3つが「目指す」ことで締められるのに対し、最後は「図ること」という文言になっている点については、事務局で改めて検討したいと思う。
議長(渡邊会長)	環境審議会の会長である私としてもやはりこの4つ目の理念は入れたいというふうに思う。 先ほどから話題に出ていたSDGsでは、マルチ・ステークホルダー・パートナーシップという言葉もあるが、地球温暖化対策等の取り組みは恐らく数世代にわたって続けていかなければいけず、さまざまな協働の中でコンフリクトが出てくるような気がする。しかしながら、そこは調和を図っていく必要がある。 条例として、法令の中の表現としてふさわしいのかどうかというのもあるかもしれないが、これから長期にわたって地球温暖化対策等に取り組んでいく際に、その調和を図るというような文言が入っていることは、悪くないのでないかと思う。詳細の文言については、さらに事務局と確認して進めたいと思う。 そのほか、いかがか。

加藤けんいち委員	<p>まず、今回取りまとめいただいた駒井部会長初め、部会の委員の皆様のご労苦に敬意を表したいと思う。</p> <p>これまで、この条例制定に向けて1つの肝になるのはアクションプログラムなのではないかということで何度か発言をさせてもらっていた。</p> <p>このアクションプログラムに対しては、いわゆる国の法制度に対してダブルスタンダードなのではないかという意見と、一方ではその国の法律の網のかかっていないところにしっかり網をかけるべきなのではないか、というパブリックコメントもある。事業者説明会等でこの辺の意見のニュアンスがどんな感じだったのかということを少し教えていただきたい。</p> <p>また、今回のアクションプログラムで一番大きいのが、国の法の網にかかっていない運輸関係を対象にしたことであり、そういう業界の方からの声というのはどんなものだったのか、これから条例制定に向けて参考にさせていただきたいので、教えていただきたいと思う。</p>
事務局(参事兼環境企画課長)	<p>説明会においては、省エネ法で対象になっている事業者についてはすでに省エネ法の方で頑張っているので、それ以外の事業者にも取り組んでいただくべきではないかというような意見等もあったが、例えばモデル事業を実施した際に、参画いただいた事業者は省エネ法で既に取り組まれている事業者であったが、定量的にも、あるいは定性的にも効果があったというようなお話を頂戴している旨等を説明したところ、それ以上の質問、意見等ではなく、一定程度ご理解いただけたものと考えている。</p> <p>説明会には、省エネ法の規模要件にからないとと思われる事業者も数社いらっしゃっており、また省エネ法の規模要件未満の事業者についても取り組みを進めるべきではないかというようなご意見も頂戴し、関心を持っていただいていると認識している。</p> <p>運送事業者については、説明会の開催等にあたり、バス、トラック、タクシーのそれぞれの協会に加入する事業者に中間案や説明会の案内の送付させていただいており、ご協力をいただいたという認識を持っている。説明会にも数社の運送事業者様にお越しいただいた。</p>
議長(渡邊会長)	<p>ほかに、いかがか。</p> <p>それでは、理念の部分に関し、4つ目は残すこととし、表現については、私と駒井部会長、事務局とで調整したいと思う。</p> <p>委員の皆様におかれでは、私どもにご一任いただければ思うが、よろしいか。</p>
各委員	異議なし
議長(渡邊会長)	<p>それでは、そのように進めさせていただく。</p> <p>予定より早く進んでいるが、(1)のほうの議題について意見はよろしいか。</p>
菅井茂委員	<p>資料1の2ページに、ツキノワグマとニホンザルに関する対策については書いてあるが、イノシシが最近非常に多く出てきており、その点で今年度何か考えているか。</p>
事務局(環境)	イノシシについては、経済局が被害の防除対策として、捕獲のための箱わなに

共生課長)	ついて、昨年度の約250基から、今年度は約40基追加し、合計299基のわなを設置して捕獲対策を進める計画としている。さらに、わなの設置に当たっては、ICT技術を活用し、イノシシが捕獲できそうなときにわなのシャッターが閉まるというようなものも導入して、効率的に捕獲を推進するといった計画で今年度進めいく予定である。 また、これまで猟友会に依頼をして捕獲を行ってきたが、平成30年度からは、87名の方に鳥獣被害対策実施隊ということで、仙台市の非常勤嘱託職員になっていただき、捕獲対策を進めているところである。
議長(渡邊会長)	そのほか、よろしいか。
各委員	なし
議長(渡邊会長)	それでは、議事・報告事項については以上とする。 事務局から連絡事項等はあるか。
事務局	今後の審議会の日程について、次回は7月8日月曜日13時からを予定している。詳細が決まり次第、改めてご案内申し上げるので、よろしくお願いしたい。
議長(渡邊会長)	以上で本日の環境審議会の議事を終了する。 審議の円滑な運営にご協力いただき感謝する。

令和元年 7月 8日

仙台市環境審議会会长

氏名

渡邊浩文

仙台市環境審議会委員

氏名

駒井武